【手数料を納付書で支払う場合】

火薬類製造営業許可申請について

１　火薬類の製造には都道府県知事の許可が必要です。

火薬類の製造（変形又は修理を含みます）の業を営もうとする者は、製造所ごとに、経済産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬類製造営業許可申請書（様式第１） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | 1 | **右端の「納税証明書＜納付済証＞」の部分を申請書の裏側に貼り付ける。**  **（詳細は下記３を参照）** |
| 製造保安責任者等選任（解任）届（鳥取県様式第３号） | 1 |  |
| 事業計画書 | 1 | ・製造の目的  ・製造する火薬類の種類及び説明  ・製造施設の構造・位置（外部環境も含む）  ・製造の方法  ・従業員の員数  ・所要火薬類又はその原料の調達方法  ・製品の貯蔵方法  ・製造所付近の見取図 |
| 危害予防規定 | 1 | 別途、県への認可申請が必要。 |
| 保安教育計画書 | 1 | 別途、県への認可申請が必要。 |
| 定款の写し | 1 | 会社である場合に限る。 |

３　手数料（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

○手数料：１件につき**220,000円**

○納付書の入手に当たっては、県ホームページ「火薬類関係の申請様式」から**「納付書送付依頼書」をダウンロードして記入の上、下記申請先にファクシミリ又はメール送信**ください。（折り返し郵送します。）

○県ホームページ「火薬類関係の申請書様式」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書＜納付済証＞」を切り取って申請書の裏側に貼り付け**てください。

**＜注意事項＞**

・その年度に発行された納付書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。

**４月１日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。

・納付書を送付するまで１週間程度を要する場合がありますので、お急ぎの場合はバーコード付き申請書（県ホームページ「火薬類関係の申請書」からダウンロードできます。）又は電子申請サービスを利用ください。

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第１（規則第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×審 査 結 果 |  |
| ×受　理　日 | 年　　月　　日 |
| ×許 可 番 号 |  |

火薬類製造営業許可申請書

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

　　（代表者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　　　　　　称 | |  | |
| 事務所所在地（電話） | |  | |
| 製造所所在地（電話） | |  | |
| （代表者）住所氏名 | |  | |
| 欠格事由に関する事項 | １ 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者 | |  |
| ２ 禁錮以上の刑に処せられ､その執行を終わり､又は執行を受けることのなくなった後３年を経過していない者 | |  |
| ３ 心身の故障により火薬類の製造の業を行うことができない者として経済産業省令で定めるもの | |  |
| ４ 法人又は団体であつて、その業務を行う役　員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの | |  |

　別紙添付書類　１　事業計画書

　　　　　　　　２　危害予防計画書

　　　　　　　　３ 会社にあっては、定款の写し

備考 １　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　２ ×印の欄は、記載しないこと。